

平成27年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

大学共同利用機関法人人間文化研究機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成27年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成27年度の取組

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成26年2月4日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を推進した。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている（1）電気の供給を受ける契約、（2）自動車の購入及び賃貸借に係る契約、（3）船舶の調達に係る契約、（4）省エネルギー改修事業に係る契約、（5）建築物の設計に係る契約並びに（6）産業廃棄物処理に係る契約に関して、以下のとおり環境配慮契約がなされた。

（1）電気の供給を受ける契約

【国立歴史民俗博物館】

契約期間	平成27年10月1日～平成28年9月30日
予定使用電力量	5, 209, 406 kWh
契約方式	事業者の環境配慮の取組状況により入札参加資格を制限する一般競争入札（裾切り方式）（注）
入札申込者	5者（入札参加資格に適合した者：5者）
落札者	JX日鉱日石エネルギー株式会社

（注）当該入札の申込者のうち、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギー活用状況、新エネルギー導入状況及びグリーン電力証書の調達者への譲渡予定量に係る数値をそれぞれ点数化し、その合計が基準以上である者の中から、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするもの。

(2) 自動車の購入及び賃貸借に係る契約	該当無し
(3) 船舶の調達に係る契約	該当無し
(4) 省エネルギー改修事業に係る契約	該当無し
(5) 建築物の設計に係る契約	該当無し
(6) 産業廃棄物処理に係る契約	該当無し